

四日市市告示第164号

四日市市エコステーション設置促進事業費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市エコステーション設置促進事業費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市エコステーション設置促進事業費助成金交付要綱（平成22年四日市市告示第142号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成31年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成28年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（環境部生活環境課）